

令和4年度（2022年度） 第1回熊本県私立学校審議会議事録

日時	令和4年（2022年）9月9日（金） 13時30分～15時10分
場所	熊本県庁本館5階 審議会室
出席者	委員11名、事務局7名
議事の概要	以下のとおり

事務局	（令和4年度第1回熊本県私立学校審議会の開会を宣言。委員定数12名中11名の出席を確認し、定足数を満たしていることを報告。） （タブレット端末操作について説明。）
事務局	（挨拶）
事務局	（委員紹介） （上田委員の退任により会長不在となっているため、本審議会を開催するにあたり、まず、会長を選任する必要があることを説明。会長代行に議長を依頼。）
会長代行	（会長の選任方法は、私立学校法第13条第2項の規定により委員の互選となっており、具体的な互選の方法については、熊本県私立学校審議会運営規程第1条により投票又は指名推薦の方法によることを説明。なお、従前の例から、まず推薦による互選を依頼。）
委員	半藤委員に会長をお願いしたい。
各委員	（異議なし）
事務局	（半藤委員に対し、挨拶と審議会運営規程第3条の規定による、会長代行の指名を依頼。）
会長	（挨拶） （会長代行は、池田委員を指名） （諮問事項が1件、事前協議事項が1件あること。 事前協議事項については非公開で行うこと。 公開議事の進行途中でも非公開とすることがあること。 以上を説明。） （議事録署名人は、竹屋委員と木庭委員を指名。各委員異議なし。）
事務局	<u>諮問事項「くまもと清陵高等学校の学則変更認可」についての審議</u> （諮問事項について説明。）

委員	成年年齢の引下げで、今まで保護者の連署が必要だった部分が不要になるというのがあるが大丈夫なのか。
委員	私の学校では、保護者の連署についてはそのまま残そうかと検討している。
委員	私の学校でも、保護者の同意については必要だろうということで、今のところ残しておこうと考えている。
会長	大学では、保護者ではなく保証人という規定がある。通常であれば親が保証人となることが多いが、例えば退学といった場合には、保証人にも退学の意思を確認し、書面に記載してもらっている。
事務局	文科省からの通知では、成年となった生徒の意思を尊重するという改正趣旨を鑑みて連署を不要とすることができるとされている。一方で、この連署に関する学則の規定については、学校の判断により残すことも可能であることも通知の中で補足がある。
会長	諮問事項「くまもと清陵高等学校の学則変更認可」については、適当であると答申してよろしいか。
各委員	(異議なし)
会長	諮問事項は適当であると答申することに決定した。
事務局	<p>事前協議事項「各種学校の設置認可に係る事業計画」についての協議 (事前協議事項について説明。)</p> <p>※議事内容については、非公開のため省略。</p>
会長	事前協議事項「各種学校の設置認可に係る事業計画」については、適当であると報告し、今後、正式に認可申請させることに御異議はないか。
委員	(異議なし)
会長	<p>それでは、この件は適当であると報告することに決定する。</p> <p>以上、今回の議事は全て終了した。以降の進行は事務局にお返りする。</p>
事務局	(閉会を宣言。本日の審議結果は、今後、事務局で速やかに答申する準備を行うことを説明。)